

施工者希望型週休2日工事実施要領

(主旨)

第1 この要領は、建設現場の働き方改革を推進し、建設業の持続的な担い手確保に資するため、施工者希望型週休2日工事の実施にあたり必要な事項を定める。

(対象工事)

第2 平成30年4月1日以降に県が入札公告を行う全ての工事を対象とし、受注者が希望する場合に週休2日を実施するものとする。ただし、以下のいずれかに該当する工事は対象外とする。

- (1) 災害復旧等の緊急を要する工事
- (2) 機械設備工事（建築工事を除く）

(用語の定義)

第3 週休2日とは、完全週休2日又は週休2日相当のことをいう。

- 2 完全週休2日とは、工事着手日からしゅん工届日までの期間から工場製作及び工事全体の一時的中止期間を除いた期間の土曜日、日曜日、祝日を現場閉所日とすることをいう。
- 3 週休2日相当とは、工事着手日からしゅん工届日までの期間から工場製作及び工事全体の一時的中止期間を除いた期間の7分の2の日数を現場閉所日とすることをいう。
- 4 現場閉所日とは、予め定めた休工日のことをいい、降雨・降雪等による予定外の休工日は含めない。^{注1)}
- 5 休工日とは、1日を通していずれの現場作業も実施しない日のことをいう。^{注2)}

(受注者の取組)

第4 受注者は、週休2日の実施を希望する場合は、工事着手前にその旨を監督員に通知する。

- 2 受注者は、施工計画書^{注3)}に現場閉所日を明示する。
- 3 受注者は、現場閉所日として定めた日にやむを得ず作業を行う場合は、振替の現場閉所日を設定し、前日までに監督員と協議し承諾を得る。
- 4 受注者は、別紙の定めにより、週休2日を実施する工事である旨を工事現場において明示する。

(発注者の取組)

第5 発注者は、週休2日を実施する上で必要な工期の設定を行う。

- 2 監督員は、受注者から第4第1項の通知があった場合、これを受理する。
- 3 監督員は、施工計画書により現場閉所日を確認する。
- 4 監督員は、受注者から第4第3項の協議があった場合は、その理由が妥当と判断された場合に限りこれを承諾する。
- 5 監督員は、第4第4項の状況を確認する。
- 6 監督員は、工事記録により現場閉所の実施状況を確認する。
- 7 発注者は、受注者が週休2日を実施したと認めた場合、各部で定めた取扱いに

基づき、間接工事費を補正する。

8 総括監督員等は、週休2日の実施状況に応じた工事成績評定を行う。

注1) 降雨・降雪等による休工日が4週当り4日を超過する場合には、超過分の休工日を現場閉所日として認めることとする。

注2) ただし、以下の行為は現場作業に該当しないものとする。

- ・通行規制に伴う交通誘導
- ・現場の安全確認（防犯、防火等）のための見回り

注3) 建築工事の場合は総合施工計画書とする。

附則

この要領は平成30年4月1日以降に入札公告を行う工事から適用する。

(別紙)

工事現場における週休2日の実施の明示について

- 1) 明示方法
下図を参考に掲示板を作成し工事現場に設置することとする。
- 2) 明示内容
「週休2日を実施する旨」、「現場閉所日」、「発注者、受注者の連絡先」を明記する。
- 3) 掲示板の大きさ
工事件名板 (1.1m×1.4m) 程度とする。
- 4) 設置位置
現場内及び近傍の工事関係者及び公衆が見やすい場所であつ第三者等へ危害を与えない場所とする。
- 5) 掲示板に関する費用
各部の積算基準に基づき定めた取扱いにより計上するものとする。

例1 完全週休2日の場合

「週休2日」で工事を実施します

この工事は、建設現場の働き方改革を推進するため、週休2日の実施に取り組みます。

現場閉所日

○年○月○日～○年○月○日の
土曜日、日曜日、祝日

発注者：○○建設事務所
Tel○○○-○○○-○○○○
受注者：○○建設(株)
Tel○○○-○○○-○○○○

例2 週休2日相当の場合

「週休2日」で工事を実施します

この工事は、建設現場の働き方改革を推進するため、週休2日の実施に取り組みます。

現場閉所日

6月	○日	○日	○日	○日	○日	○日	○日	○日	○日	
7月	○日	○日	○日	○日	○日	○日	○日	○日	○日	○日
8月	○日	○日	○日	○日	○日	○日	○日	○日	○日	○日
9月	○日	○日	○日	○日	○日	○日	○日	○日	○日	
10月	○日	○日	○日	○日	○日	○日	○日	○日	○日	○日
11月	○日	○日	○日	○日	○日	○日	○日	○日	○日	

発注者：○○建設事務所
Tel○○○-○○○-○○○○
受注者：○○建設(株)
Tel○○○-○○○-○○○○

図 掲示板参考図